

「大阪市立弘済院給食業務委託 長期継続（概算契約）募集（公募型プロポーザル方式）」
にかかる質問の回答について

令和 6 年 10 月 16 日 大阪市立弘済院

番号	質 問 事 項	回 答
1	「特殊食品(栄養補助食品、濃厚流動食品、増粘剤)は～その費用は発注者が別途実費負担する」(仕様書 P.5、P.36)について、発注者にご負担いただく内容は、発注数(納品数)、実食数のどちらでしょうか。実食数の場合、廃棄発生分(消費期限内に使用できない分)についてはご協議して別途請求させていただくことはできますでしょうか。	実食数での実費負担となり、廃棄発生分の別途請求は受けかねます。受注者で発注(納品)方法等を検討してください。
2	「施設管理担当者が指示する禁止食品・・・」(仕様書 P.6)について、禁止食品の対応ルールはありますでしょうか。また対応についてですが、アレルギー、好き嫌いほどの程度まで受けつけますでしょうか。	禁止食品の対応ルールは定めていません。 アレルギーに関しては可能な限り対応します。 また、好き嫌いについての対応はしませんが、喫食率に応じて適宜個別に対応します。
3	第 2 特別養護老人ホームにおいて、作業区分(仕様書 P.20)「食数の指示及び管理」は発注者となっていますが、「食数管理業務 ア・イ」(仕様書 P.33)には、食札作業の記載があります。具体的な内容についてご教示ください。	「食数の指示及び管理」については、食事移動伝票等により発注者から受注者へ変更等の指示を行います。 「食数管理業務」については、実際の食事について食札により管理します。
4	附属病院において、作業区分(仕様書 P.67)「食数の指示及び管理」は発注者となっており、「食事箋の作成・管理・入力・保管」は受注者に△、「食数管理業務 ア・イ」(仕様書 P.79)には、食札作業の記載があります。 (食事数の報告・確認)(仕様書 P.40)には、「受注者はそれを基に施設管理担当者～相互に確認のうえ食事数を確認する」とあります。具体的な内容についてご教示ください。	「食数の指示及び管理」については、電子カルテ食事オーダーにて食事箋出力まで発注者が行います。受注者は食事箋確認後、給食管理システムにて食数管理、食札出力作業を行います。 「食事数の報告・確認」については、電子カルテ食事オーダー指示と締め切り時間後のずれ(食事準備後の緊急欠食、緊急退院)を修正し、発注者と受注者で相互に確認します。

5	(給食管理システム)(仕様書 P.11)及び(給食管理システム)(仕様書 P.42)において、「現在運用しているシステムは～システム更新を予定している」とありますが、それはいつの時期でしょうか。またその際、現在運用しているソフトに入っている情報(食品や献立)の移行は行っていただけますでしょうか。	現システムについては、令和8年3月31日までに更新する予定です。既存の情報(食品や献立)を有効活用できるよう検討中ですが、移行方法は未定です。受託者にデータ移行を依頼することはありません。
6	仕様書に記載されていない現運営業務(例:選択メニューの対応、月1回新しい献立を入れる等)について、ご協議できますでしょうか。 また、献立の統合を図る提案をした場合、食品構成も相談させていただくことは可能でしょうか。	協議等については可能です。
7	厨房を統合し運営する提案をした場合、食事を搬出、搬入するルートは天候状況等の変化によって、変更させていただくことは可能でしょうか。	可能です。詳細は、提案いただいた内容を踏まえて協議することとなります。
8	経費分担表(仕様書 P.46)において、「建物管理 グリストラップ、ダクト等清掃費」が発注者となっていますがこれでよろしいでしょうか。	発注者が別途委託契約している清掃業務において、病院厨房のグリストラップ(厨房外部に2か所)・ダクト等の清掃を実施するため、発注者負担としています。受注者においては、厨房内の日常清掃において、床、溝及び排水溝会所の設置網に溜まったゴミ等の除去・洗いを適宜実施してください。 なお、第2特別養護老人ホームでは、厨房内のグリストラップ及びダクト等の清掃について受注者の分担としているためご注意ください(仕様書p.16)。